

徳島県病院局告示第七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和五年四月一日次の事務を弁護士法人館野法律事務所に委託した。

令和五年四月十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料のうち、滞納された使用料及び手数料の収納の事務